

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）を改正することを勧告する。

1 初任給調整手当の改定

初任給調整手当について、医療職給料表（一）の適用を受ける医師および歯科医師に対する支給月額の限度を、人事院勧告に準じて改定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成 21 年 4 月 1 日から実施すること。